チ　大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習のうち、模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。）による教習は、基本操作及び基本走行についてのみ行い、かつ、その教習時間は、大型免許、中型免許又は準中型免許に係る教習（準中型免許に係る教習にあつては、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）にあつては一時限を、準中型免許に係る教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものを除く。）にあつては三時限を、普通免許に係る教習にあつては二時限（運転することができる普通自動車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構（以下「ＡＴ機構」という。）がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許に係る教習にあつては、一時限）を超えないこと。

［リ～ム　略］

二　［略］

6　［略］

（原動機を用いる歩行補助車等の型式認定）

第三十九条の二　［略］

2　前項の認定は、原動機を用いる歩行補助車等が第一条第一項に定める基準（令第一条第二号に掲げる歩行補助車等で原動機を用いるものにあつては、第一条第一項第二号、第三項及び第四項に定める基準）に適合するものであるかどうかを判定することによつて行う。

［3～8　略］

（原動機を用いる軽車両の型式認定）

第三十九条の二の二　原動機を用いる軽車両の製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する原動機を用いる軽車両の型式について国家公安委員会の認定を受けることができる。

2　前項の認定は、原動機を用いる軽車両が第一条の二の二に定めるものに該当するものであるかどうかを判定することによつて行う。

3　前条第三項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、「歩行補助車等」とあるのは、「軽車両」と読み替えるものとする。

（人の力を補うため原動機を用いる自転車の型式認定）

第三十九条の三　［1・2　略］

3　第三十九条の二第三項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、「原動機を用いる歩行補助車等」とあるのは、「駆動補助機付自転車」と読み替えるものとする。

（原動機を用いる身体障害者用の車椅子の型式認定）

第三十九条の四　原動機を用いる車椅子の製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する原動機を用いる車椅子の型式について国家公安委員会の認定を受けることができる。

2　前項の認定は、原動機を用いる車椅子が第一条の四第一項に定める基準に該当するものであるかどうかを判定することによつて行う。

3　第三十九条の二第三項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、「歩行補助車等」とあるのは、「車椅子」と読み替えるものとする。

（型式認定の手続等）

第三十九条の八　前七条の規定のほか、型式の認定に必要な事項については、国家公安委員会規則で定める。

チ　大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習のうち、模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。）による教習は、基本操作及び基本走行についてのみ行い、かつ、その教習時間は、大型免許、中型免許又は準中型免許に係る教習（準中型免許に係る教習にあつては、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）にあつては一時限を、準中型免許に係る教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものを除く。）にあつては三時限を、普通免許に係る教習にあつては二時限（運転することができる普通自動車をＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許に係る教習にあつては、一時限）を超えないこと。

［リ～ム　同上］

二　［同上］

6　［同上］

（原動機を用いる歩行補助車等の型式認定）

第三十九条の二　［同上］

2　前項の認定は、原動機を用いる歩行補助車等が第一条に定める基準に適合するものであるかどうかを判定することによつて行う。

［3～8　同上］

［条を加える。］

（人の力を補うため原動機を用いる自転車の型式認定）

第三十九条の三　［1・2　同上］

3　前条第三項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、「原動機を用いる歩行補助車等」とあるのは、「駆動補助機付自転車」と読み替えるものとする。

（原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定）

第三十九条の四　原動機を用いる車いすの製作又は販売を業とする者は、その製作し、又は販売する原動機を用いる車いすの型式について国家公安委員会の認定を受けることができる。

2　前項の認定は、原動機を用いる車いすが第一条の四第一項に定める基準に該当するものであるかどうかを判定することによつて行う。

3　第三十九条の二第三項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、「歩行補助車等」とあるのは、「車いす」と読み替えるものとする。

（型式認定の手続等）

第三十九条の八　前六条の規定のほか、型式の認定に必要な事項については、国家公安委員会規則で定める。